

【3】内部留保

1. 現状（法改正前）

措置費

一定の要件を満たした場合に保有が認められる剰余（収入の30%以下）の用途は、法人本部経費、同一法人内の社会福祉事業及び一体的に運営される公益事業（30%のうち10%以下）に限定。

介護報酬

特別養護老人ホームに帰属する収入を、収益事業、法人外への資金流出に当てることを禁止。

※介護報酬については、運用上、高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている。

特別養護老人ホームを中心に、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘がある。

【3】内部留保

2. 課題（法改正前）

- 社会福祉法人の公益性・非営利性を担保するためには、適正かつ公正な支出管理を徹底する必要があるが、例えば、役員報酬の基準や親族など特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがない。
- 社会福祉法人について、事業の実施に伴って余裕財産が蓄積されているとの指摘があるが、余裕財産を表す仕組みがないため、その規模を明らかにできない。
(いわゆる内部留保については、確定した定義がない上に、そもそも余裕財産を表すものでもない。)
- 余裕財産の適正水準や活用のあり方を判断するための基準等がない。

3. 財務規律

① 適正かつ公正な支出管理

- ・ 役員報酬の支給基準の設定や調達等における親族など特定の関係者への特別の利益の供与の制限。
- ・ 一定規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備。

② 余裕財産の明確化

- ・ 事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、其々の内容を明らかにする仕組みを構築。

③ 福祉サービス・地域公益活動への再投下

- ・ 余裕財産について地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資、社会福祉に関する地域公益活動への計画的な再投下を促す仕組みを構築。

【3】内部留保

3. 財務規律

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表 (対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

収支差

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
 - ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

【3】内部留保

4. 社会福祉充実財産

$$\text{社会福祉充実財産 (C)} = \text{(A)} - \text{(B)} + \text{控除対象財産②} + \text{控除対象財産③}$$

(再投下対象財産) (活用可能な財産) (控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕 + 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕 + 控除対象財産③〔必要な運転資金〕)

※1 (A)〔活用可能な財産〕

= 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

※2 控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕

= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金 - 対応負債

※3 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕

= 【将来の建替に必要な費用】

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率〇. 〇) × 一般的な自己資金比率〇%

【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合20%) - 過去の修繕額〇円

【設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※4 控除対象財産③〔必要な運転資金〕 = 年間事業活動支出の3月分

【4】社会福祉充実計画の必要性

1. 社会福祉充実計画の必要性

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的な再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなるが、所轄庁は法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行う。（一部抜粋）

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画案の内容に著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

説明責任を果たすため、社会福祉充実計画の作成が必要

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

2. 社会福祉充実計画で検討する事業

1. 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

- ◆ 社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載する。

〔 事業内容については、職員の処遇改善を含む人材への投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を計画に盛り込む。 〕

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業



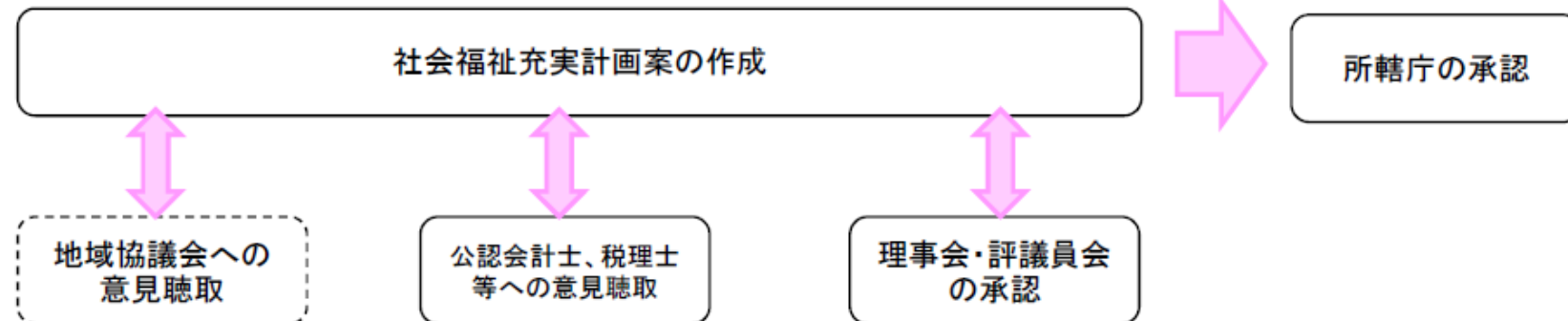
法人の外部環境・内部資源の分析を行い、事業計画に落とし込む

【4】社会福祉充実計画の必要性

3. 社会福祉充実計画作成プロセス

2. 社会福祉充実計画の作成手続

◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



※ 地域公益事業を行う場合に限る。

地域における福祉ニーズも把握し、理事会・評議員会で承認

【4】社会福祉充実計画の必要性

4. 社会福祉充実計画の記載内容

3. 計画の記載内容

- ◆ 計画の記載内容は、法律上、以下のとおり規定されているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実残額の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項のイメージ（案）
<ul style="list-style-type: none">① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容② 事業区域③ 社会福祉充実事業の事業費④ 社会福祉充実残額⑤ 計画の実施期間⑥ その他厚生労働省令で定める事項	<ul style="list-style-type: none">① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報② 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果③ 資金計画④ 事業費積算（概算）⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況（地域公益事業を行う場合に限る。）等



事業実施における裏付けとなる資金計画が重要

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

5. 社会福祉充実計画の期間

4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。
ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができるものとする。
- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

5. 計画の変更手続

- ◆ 計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。
- ◆ また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。
- ◆ なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更とする。



合理的理由がある場合、中期（5年間）又は長期（10年間）の経営計画が認められる

【4】社会福祉充実計画の必要性

6. 社会福祉充実計画の例（基本的事項）

法人名	社会福祉法人社会・援護会					
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2					
連絡先	03-3595-2616					
計画作成年月日	平成29年6月1日					
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	平成29年6月10日					
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日	平成29年6月20日					
評議員会の承認年月日	平成29年6月29日					
本計画の対象となる社会福祉 充実財産(単位:千円)	財産総額 (平成28年度 末現在)	1年目 (平成29年度 末現在)	2年目 (平成30年度 末現在)	3年目 (平成31年度 末現在)	4年目 (平成32年度 末現在)	5年目 (平成33年度 末現在)
	100,000千円	80,000千円	60,000千円	40,000千円	20,000千円	0千円
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日					

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

6. 社会福祉充実計画の例（事業計画）

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目	職員育成事業	社会福祉事業	新規	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
2年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
3年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
4年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
5年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
合計						100,000千円 ^P

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

6. 社会福祉充実計画の例（検討結果と資金計画）

社会福祉充実財産の用途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業 （小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が運営する地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、社会福祉充実財産は生じないため、実施はしない。

資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
職員育成事業	計画期間における事業費合計	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
	社会福祉充実財産	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						
事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
単身高齢者の くらしの安心確 保事業	計画期間における事業費合計	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	75,000千円
	社会福祉充実財産	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	75,000千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

6. 社会福祉充実計画の例（社会福祉事業）

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍5年以上の職員	
想定される対象者数	50人	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	2年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	3年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	4年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	5年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50万円×職員10人(単年度)×5か年=2,500万円	
	合計	25,000千円(うち社会福祉充実財産充当額25,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	—	

【 4 】 社会福祉充実計画の必要性

6. 社会福祉充実計画の例（地域公益事業）

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1年目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・事業の利用希望者の募集
	2年目	・利用者に対する支援の実施
	3年目	・利用者に対する支援の実施
	4年目	・利用者に対する支援の実施
	5年目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等へのつなぎ
事業費積算（概算）	人件費800万円(単年度)×5か年=4,000万円 旅費200万円(単年度)×5か年=1,000万円 賃料100万円(単年度)×5か年=500万円 光熱水費20万円(単年度)×5か年=100万円 その他事業費280万円(単年度)×5か年=1,400万円 初度設備購入費500万円	
	合計	75,000千円(うち社会福祉充実財産充当額75,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

ご清聴ありがとうございました。